

ナチス人口政策の五ヶ年

森 田 優 三

一九三三年春、ナチスが獨逸の政權を獲得するや、人口政策は重要國策の一としてとりあげられ、時を移さず強力に實行された。抑々今日人口政策を最も重視してゐるのは、獨、伊、蘇等の全體主義國家であつて、時間的には伊太利が早かつたが、之を科學的に組織して最も急速に効果を擧げたのは獨逸であつた。而して獨逸の人口政策が示した顯著な効果が果して何時まで續くだらうかと云ふことは、各國が興味を以て、或る場合にはその破綻をすら豫期して注視してゐたところであつたが、四圍の情勢は自由主義の諸國家をしても、人口政策に對して晏如自由放任に委するを許さざるに至らしめ、最近に至つて英、佛、米等何れも相前後して人口政策の強化を決意し、或はその準備に着手するの餘儀なきに至り、此の點に於いても自由主義國家は又全體主義國家に立ち遅れる結果となつたのである。

I 全體主義國家、特に獨逸が何故に人口政策を強度に遂行しなければならなかつたかと云ふことの理由、之を必然ならしめた客觀的情勢に就いては、既に屢々述べられた所であり(例へば、阿部源一、「ナチスの人口政策の出發點」)。上田

貞次郎博士編、日本人口問題研究、第二輯所載。南亮三郎、「新ドイツの人口政策とその効果」。商學討究、第十三冊上。等)、私も他の機會に簡単な一文を草したことがあるから(拙稿、「ドイツの人口問題と人口政策」。統計學雜誌、第六二五、六二六號、昭和十三年)、今之を繰返す煩を避け度いと思ふ。本稿の目的は、ナチスの人口政策が實施されて以來既に六ヶ年を経過したが、その間にそれ等の政策がどの程度まで表效したかを吟味することである。ナチス政府は此の人口政策遂行の基礎資料を得るために、人口統計の調査方法に廣範な改革を行はしめたのであるが、その調査の結果が目下一九三六年度迄、一部分は三七年度迄發表されてゐる。以下はそれ等の資料の中、私の手許で使用し得る限りのものに基いた計算的吟味の若干である。ナチス人口政策の具體的内容の紹介は本稿の目的外であるが、順序としてその一斑を最初に簡単に摘記することとする。

二

人口政策は廣義に考へるならば質的及び量的兩側面を顧みねばならない。特にナチス獨逸に於いては質的人口政策が極めて高く評價され、相當強度に實行されてゐる。即ち遺傳的疾患の保有者に對して斷種法を行ふことを規定した疾病遺傳豫防法 (Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses) が一九三三年七月に制定されて現に實施されて居り、常習犯罪者に對しても同様に斷種を實行し得ることになつてゐる(常習犯罪者取締法、Gesetz gegen gefährliche Gewohnheitsverbrecher u. über Massregeln der Sicherung u. Besserung. 一九三三年十一月)。又一九三五年十月の遺傳的健康保護法(或は結婚保護法) (Gesetz zum Schutze der Erbkrankheit des deutschen Volkes, od. Ehegesund-

Leitgesetz.) に於ては、重症傳染性疾患(特に結核及び重症性病)を有する者、禁治産者、精神病患者、及び遺傳的疾患を有する者(但相手方が不妊者なる時は此の限に非ず)の結婚を禁じて居り、又目下未だ實施には立至つてゐないが、同法により將來婚姻當事者は結婚に際し右に關する保健官の證明書(結婚適格證 Eheauglichkeitszeugnis)を提示す可きことになつてゐる。

此の如く人口政策の質的方面に於いても他國に率先して各種の方策を講じてゐるが、人口政策の重點はナチス獨逸に於いても矢張その量的方面に置かれてゐることは勿論である。ナチスの量的人口政策は、ナチス的に云へば、政治教育による國民の人生觀の再建、特に逸樂的ユダヤ主義の排撃による健全なる家族思想の樹立が最も基本的なものであるが、我々の當面の問題は具體的直接的な人口對策である。而して之に關しては例へば都市と農村に於ける人口増殖力の差異に着眼した人口の農村誘導政策の如きものも顧みられねばならないのであるが、人口の増殖に對して最も直接的な力をもつものは矢張婚姻及び出産の獎勵である。

婚姻及び出産の獎勵方策を積極的方策と消極的方策とに分けることが出来る。前者に屬するのが結婚資金貸付制度と兒童扶助法とで、租稅政策及び貸銀政策等は後者に屬する。後者は特に家族負擔均衡政策(Ausgleich der Familienlasten)と總稱されてゐる。

結婚資金貸付制度(Ehestandsdarlehen)は本來勞働市場政策として、失業を緩和するために婦人勞働者を勞働市場より家庭に引上げしめる目的を以て案出されたもので、従つて制度本來の目的に於いては人口政策的な意義は第二次的であつたが、今日に於いては之が最も重要な人口政策の手段となつてゐる。本制度は結婚せんとする青年男女に、

4
 新家庭を営むに必要な費用を、一千マークを限度として無利子で貸與することを内容とし、一九三三年六月一日の失業救済法 (Gesetz zur Verminderung der Arbeitslosigkeit) 第五章に規定され、同年八月より實施されて、昨年末までに百十萬組の婚姻に對して貸付を行ひ、一組當り貸付金額は六〇〇マークの平均になつてゐる。貸付金の申請者たる女子は過去二ケ年間に少くとも九ケ月以上労働に従事し、且結婚によつて労働市場より絶縁することを條件とする。従つてそれは労働市場に於ける女子労働者の數を減じ、男子労働者にそれだけ多くの地位を提供する結果となる。人口政策的には婚姻數を増加せしめるのみならず、同時に婚姻年齢を早める結果となり、二重の意味に於いて出産數の増加に貢獻すると考へることが出来る。貸付金は無利子であつて、必需品引替證券 (Bedarfsdeckungsschein) を以て給付され、此の證券は所定の販賣所に於いて希望の家具、世帯道具、被服類等と引替へられる。償還方法は月賦を以て貸付金額の百分の一宛返済することになつてゐる。但、子供の生れた場合には一回に就き貸付金額の百分の二十五宛返済を免除され、且出産後一ケ年間月賦返済が猶豫される。此の出産に對する返済金の免除及び猶豫の規定は直接に出産數の増加の上に影響するものと期待されるのである。本制度の實施以來昨年末までに行はれた返済金免除の件數(即ち出産數)は九十萬以上に達してゐるから、一婚姻一出産として既に融資婚姻の八割以上が出産に寄與してゐる計算である。

次に兒童扶助制 (Kinderbeihilfen) は、多産家族の生活を扶助するために扶助金の下附をなすことを内容としたもので、一回的扶助金と繼續的扶助金の兩制度がある。一回的扶助金の制度は十六歳未滿の子女四人以上を有し、現にその收入及び財産所得を以て生計を充分に償ひ得ざる状態にある家族に對し、新しき出産毎に扶助金を交附するもの

であつて、扶助金は子女一人に對して一〇〇マークを限度とし、且同一家族に對して總額一〇〇〇マークを超過することを得ない。扶助金は同じく必需品引替證券を以て交附される。又繼續的扶助金の制度は十六歳未満の子女五人以上を有し、月收二〇〇マークに滿たざる家族に對して、十六歳未満の第五子以上の子女に對し一人當り月額一〇マークを下附するものであつて、その財源としては結婚貸付金の返済金が充當されてゐる。

次に家族負擔均衡政策に於ては、租稅政策、特に所得稅政策がその最も主な手段である。獨逸に於いては從來も勿論所得稅率の決定に對して家族の狀態が顧慮されてゐたのであるが、一九三四年十月の租稅法改正は此の方向に一段の前進を示した。從來の規定によれば所得稅に於いては七二〇マーク以上の所得に對して子女一人毎に八%を免稅額として控除し、但一人に對して六〇〇マーク、一家族に對しては八〇〇〇マークを控除額の最高限度とする。又賃銀稅に於いては子女一人毎に一〇%を控除し、一人當り八〇〇マークを控除額の最高限度とした。然るに之等の控除率は改正稅法に於いては著しく高められ、所得稅、賃銀稅一律に子女の最初の一人に對して一五%を控除し、一人を増す毎に二〇%を控除することとした。而して控除額計算の最高金額の制限、並に子女の年齢の制限も亦引上げられたのである。なほ所得稅の外、遺産稅及び相續稅法も亦人口政策的な立場から改正された。

最後に賃銀政策に於いては未だ人口政策的な一般的制度が樹立されるに至つてゐないが、官業勞働に於いては一九三一年以來、子女の數に應じて割増賃銀を給與する制度が行はれてゐる。

(註) 獨逸人口政策の一般的説明に就いては次の文獻を參照。

A. Kühn, M. Stämmeler u. Fr. Burgdörfer: *Erbkunde, Rassenpflege, Bevölkerungspolitik*, Leipzig 1936.

ナチス人口政策の五ヶ年

又人口政策に關する法制に就いては、

K. Magnussen: Rassen- und bevölkerungspolitisches Rüstzeug, München 1936.

Hitlergesetz V. Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses. (Reklams Ausg. Nr. 7240) Leipzig 1938.

Hitlergesetz VIII. Gesetz über Förderung der Eheschliessungen. (Reklams Ausg. Nr. 7257) Leipzig 1938.

Hitlergesetz XIII. Die Nürnberger Gesetz und das Ehegesundheitsgesetz. (Reklams Ausg. Nr. 7321) Leipzig 1938.

三

以下ナチス人口政策實施五ヶ年の實蹟を統計的に検討してみようと思ふ。先づ問題を二つに分ける。第一、人口政策は婚姻の促進にどの程度まで成功したか。第二、人口政策は國民の出生力をどの點まで推進せしめたか。

先づ第一に國民の婚姻状態に及ぼしたナチス人口政策の効果を吟味しよう。第一表はナチス政權獲得前後より今日に至る迄の獨逸の人口動態統計の概要である。此の表にみる通り、婚姻の數は一九三三年より明かに増加した。然もその數字は政權獲得の直後、一九三三年の第二・四半期より既に著しき増加を示してゐるから、それが人口政策を含めたナチスの一般政治工作の結果であつたことは疑ないのである。然し問題は此の婚姻増加が既に著しき程度にまで低下してゐた獨逸人口の家族構成を、過去六ヶ年の間にどの程度まで恢復し得たかと云ふことである。即ち我々は單なる婚姻件數の増加より一步立入つて、人口靜態に於ける家族構成の變化を考察しなければならぬ。

婚姻の増加が人口政策上望ましい所以は、單に婚姻それ自體としてのみでなくむしろ出生の母體として、その濫床

者の計算によるものである。三十七年度以降の動態統計の年齢別計数は未発表であるから、三十七年一月一日現在が推計

ナチス人口政策の五ヶ年

第1表 獨逸人口動態統計の概要

年次	婚姻	出生	自然増加	人口千=付		
				婚姻	出生	自然増加
1925	489,084	1,311,259	558,242	7.7	20.8	8.8
1932	516,793	993,126	285,484	7.9	15.1	4.3
33	638,573	971,174	233,297	9.7	14.7	3.5
34	740,165	1,198,350	473,592	11.1	18.0	7.1
35	651,435	1,263,976	471,958	9.7	18.9	7.1
36	609,770	1,278,583	482,790	9.1	19.0	7.2
(1) 37	619,971	1,275,212	482,020	9.1	18.8	7.1

Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1938 に據る。
Saarland を含む。

(1) 暫定數字。其後の發表に依れば出生数は 1,277,046。

としてであることは云ふ迄もない。故に人口の家族構成をみる場合にも重要なのは未婚者の數よりも有配偶者の數であつて、然かも特に妊孕年齢内に於ける女子の有配偶者の數である。之等の數字は何れも國勢調査の年以外は推計による外ないが、推計となると未婚者の數の推計よりも有配偶者の數の推計の方が、それに必要な統計資料が複雑であるだけに幾分困難である。若し既婚者中の無配偶者の割合、即ち死別者及び離別者の割合が常にほと同一と見做し得るならば、未婚者數より有配偶者數の變化を推測するもそのために起る誤は比較的僅少であらう。此うした假定の下に私は以下に於いて有配偶者數の代りに主として未婚者の數を使用した。特に婚姻奨励の効果を吟味する場合には未婚者數の變動は直接に極めて重要である。

第二表は一九一〇年、一九二五年、一九三三年及び一九三七年に於ける、妊孕年齢内の年齢五歳別女子未婚率の比較である。一九一〇年及び二五年は國勢調査の結果、三三年は同年六月國勢調査の結果を一月一日現在に復原した推計^(註)、三七年の數字も同様で何れも筆

第2表 年齢別女子千中未婚者の割合

年 齢	女子千中未婚者				指 数 (1910年=100)			
	1910	1925	1933	1937	1910	1925	1933	1937
15 — 20	985	988	980	984	100	100.8	99.5	99.9
20 — 25	710	753	751	668	100	106.1	105.8	94.1
25 — 30	326	371	400	328	100	113.8	122.7	100.6
30 — 35	180	221	232	212	100	122.8	128.9	117.8
35 — 40	136	153	175	171	100	112.5	128.7	125.7
40 — 45	119	122	151	151	100	102.5	120.2	126.9

(備考) 1910年は12月1日、1925年は6月16日、1933年及1937年は何れも1月1日現在。

1910年、1925年は國勢調査の結果、1933年及び1937年は國勢調査結果よりの推計に據る。

を許す最近の數字である。

(註) 一九三三年六月十六日現在國勢調査の結果は出生年度別に整理されて、他の年度と比較し得る年齢別の數字が存在しない。なほ各年度の年齢別推計人口は推計の方法と共に一括して稿末に摘録しておく。

此の表でみると未婚者の割合は、一九一〇年より三三年に至るまで、二五歳以上に於いては一樣に増加し、二五歳以下に於いては一九二五年に比し、三三年は稍々減少してゐるが殆ど不變と云つてよい。一九三三年と三七年とを比較すると二〇歳以上四〇歳に至るまで未婚者の割合が一樣に減少して居り、二〇歳未満、四〇歳以上に於いて幾分の増加を示してゐる。

然し未婚者の割合を観察する場合に注意しなければならないのは各年齢層に於ける男子と女子の割合である。歐洲諸國に於て、特に戦後に於いて重要な問題とされたのは女子人口の過剰である。但これを問題とする場合に從來は殆ど常に同年齢の男女人口を比較して考へてゐたのであるが、女子の婚姻の機會を問題とする限りに於いては少くともそれは適當ではない。即ち結婚年齢の差だけ年齢を喰違はせて男女の人口を比較

9

するのでなければ女子の婚姻機會の大小を正確に判斷することは出来ない。このことは年齢構成が比較的規則的な戦前の人口を扱ふ場合には餘り必要ではないが、男子の死亡の不均衡、並に著しき出生缺如のあつた戦時、及び出生率の變化の甚だ不規則であつた戦後を経過して來た今日の人口を扱ふ場合には特に重要な注意である。唯男女の年齢差を何歳に求めるかには多少の問題があるが、私は統計取扱の便宜上之を五歳とした。然し此の假定は婚姻年齢差の實際とも大して矛盾しない筈である。即ち一定年齢層の女子の數を五歳年長の男子の數で割つて女子の過不足の判定の標準とする。尤も年齢の進む程人口數は減少するを原則とするから、此の比例が一以上の値となることは普通であつて、此の値が一以上だからと云つて必ずしも女子過剰を意味しない。一九一〇年に於ける獨逸人口の女子一五歳乃至五〇歳に對しては此の割合は平均に於いて約一・一五であつたから、大體此の邊を男女の均衡率とみてよいだらう。

第三表は獨逸の妊孕年齢人口に對して右の如き女子超過率を求めた結果である。一九三七年迄は前表と同一の計數に基き、一九三八年は獨逸統計局の推計による一月一日現在の數字に據る。なほ此の表には右三八年の人口と一九三二—三四年獨逸國民死亡表とに基いて計算した今後十五年間に於ける豫測人口(附表参照)の妊孕年齢に於ける男女の割合の推移を附加へておいた。今後十五年間の然かも一五歳以上の人口に就いての豫測であるから、その中には出生數に對する推定は全然加はつてゐない。従つて此の數字は豫測數としては相當程度の確實性をもつてゐるわけである。

擬て此の表に就いて過去の女子超過率をみるに一九一〇年度に於いては男女の割合は各年齢を通じて比較的よく揃つて居り、二〇—三〇歳に於いて幾分の女子の不足、四〇歳以上に於いてその過剰を示してはゐるが、未だ問題とするに足りない。然るに大戰の擾亂を受けて來た一九二五年度に於いては男女の割合著しく均衡を失し、二〇歳乃至四

第3表 五歳年長の男子に對する女子人口の超過率 (男子千に付女子)

女子の年齢	1910	1925	1933	1937	1938	1943	1948	1953
15 — 20	1123	1063	741	884	1114	995	887	1082
20 — 25	1100	1250	1024	846	744	1118	1000	891
25 — 30	1050	1401	1100	1036	1027	746	1123	1003
30 — 35	1162	1299	1372	1156	1105	1032	749	1127
35 — 40	1166	1251	1381	1402	1382	1113	1038	754
40 — 45	1211	1104	1287	1366	1398	1398	1127	1051
45 — 50	1229	1251	1218	1307	1312	—	—	—

(備考) 1937年以前の人口は前表に同じ。1938年は獨逸統計局の推計人口に基き、1943年以降は1932/34年獨逸死亡表により筆者の推計したる豫測人口に據る。豫測人口は稿末参照。

○歳に於いて、特に二五—三五歳に於いて反對に女子人口過剰を示してゐる。此の女子人口過剰の中心は一九三三年度に於いては三〇—四〇歳に移行し、それと同時に二五歳以下に於いて反對に女子の不足を示し、その中心は三三年度に於いては一五—二〇歳に、三八年度に於いては二〇—二五歳に顯著に現はれてゐる。

此の男女不均衡の原因は既に一言した二つの理由に基いてゐる。第一は歐洲大戰に於ける戦死の結果としての男子の不足であつて、一九二五年の二五—三五歳、三三年の三〇—四〇歳、及び三八年の三五—四五歳に於ける女子過剰は之に基くのである。然し此の部分の不均衡は今日では既に妊孕年齢に於いても晩年の方に移行したから、婚姻の點より見ても國民出産力の點より見ても最早大した問題とはならない。不均衡の第二の原因は大戦當時の出生の缺如である。當時生まる可くして生まれなかつた三百五十萬人、即ち豫定出生数の四割に相當する不足が今日婚姻適齢期に達し、恰かも妊孕力の最も旺盛な二〇—二五歳の年齢層の人口の不足を來してゐるのだ。そしてその不足人口の年齢幅が丁度五歳であること、男女の結婚年齢差が同じく約五歳であることが相合して結

婚市場に混亂を惹起す原因となつてゐる。第三表の一九三三年に於ける一五—二〇歳、三八年の二〇—二五歳の女子不足は全く此の結果である。而してその反面の影響は一九四三年に至つて大戦當時出生の男子が結婚適齢期（二五—三〇歳）に入るに従ひ、（即ち女子年齢二〇—二五歳に於いて）男子の不足、女子の過剰となつて現はれて來るのである。然し幸にして——或は不幸にして——大戦後に於ける持續的出生率減退の傾向に助けられて此の男子不足の程度は現在の女子の不足程には著しく現はれて來ない計算である。

出生不足による婚市場の攪亂は然し大戦出生不足の移行で終つてしまはない。戦後、特に一九二九年乃至三三年に於ける出生減少の影響がやがて又舞臺に登場して來なければならぬ。その結果は今後十五年間の人口推移の豫測に明かに現れてゐる。即ち女子に就いて云へば一九四八年度の一五—二〇歳、五三年度の二〇—二五歳に於ける不足がそれである。而して反對の女子の過剰、男子の不足は之に五年遅れて結婚異變の原因となるであらう。

なほ之に關聯して注意しなければならぬことは出生數が連續的に増加又は減少の傾向を續ける場合に於ける女子の結婚の機會を捉むことの難易の差である。女子が年長の男子と結婚する原則である以上、出生數が漸増の傾向にある人口に於いてはやがてその出生人口が婚姻適齢期に達した場合に女子の結婚の機會は自ら小であり、反對に出生數の減少する人口に於いては女子の結婚の機會は比較的大である。戦死者の影響を含む一九二五年の人口を除いて女子の一五歳乃至三〇歳に於ける女子超過率の平均値を計算してみると、一九一〇年の一〇九一に對して一九三三年は九五五、三八年は九六二に過ぎず、従つて女子の結婚の機會は今日戦前に比して一般に大となつてゐると云はねばならない。^(註)

(註) 一九四三年、四八年及び五三年に於ける一五歳乃至三〇歳の女子の超過率の平均値は夫々九五三、一〇〇三、九九二である。

以上の如き諸關係を考慮に入れるならば、第二表の中の一九三三年度に於ける二五歳以下の女子の未婚者割合の微減は、當然同年齢に於ける女子の相對的不足に照應せしめて考へねばならないであらう。即ち二五歳以下の年齢層に於いて未婚者の割合が幾分減少してゐるのは全く求婚男子に對する女子の不足に歸せらる可きもので、特に二〇歳以下の未婚率の減少は歐洲大戰當時の出生缺如の結果である。女子不足の割合の大なることと、未婚率の減少の僅少なることを對比して考へるならば、むしろ未婚者の割合は此の年齢層に於いてもなほ大に過ぎると云はねばなるまい。

同様に一九三七年度の二〇歳以下の未婚者割合の極微の増加も此の期間に女子の超過率が強度の不足より幾分増加の傾向にあつたから、女子の増加の程度に照應して考へると未婚者割合が實質的には却つて減少したと解してもよいであらう。此く男子に對する女子の超過率に照應して觀察すれば、女子の未婚者の割合は戦前を標準とすればナチスの政權獲得前に於いては妊娠年齢を通じて一樣に増加して居り、恐らくその程度は戦前に比して二割以上の増加であつたと思はれる。それがナチス人口政策の四ヶ年後には明かに再び減少し、特に二五歳以下の年齢層に於いては未婚者の割合は戦前以下の水準に低下した。尤も之に對しては同年齡層に於ける女子の不足の影響も考慮しなければならぬことは上述の通りであるが、政策の効果も亦疑ふことは出来ないのである。

ナチスの政權獲得以前に滯留してゐた婚姻が政策實施の結果促進された程度に就いては、その一九三四年末に至る迄の結果に就いて獨逸統計局の計算が存する。(Statistik des Deutschen Reichs, Bd. 495, Die Bewegung der Bevölkerung in den Jahren 1932, 1933 u. 1934, Berlin 1938, S. 1/28 f.) 今之を一九三六年末まで延長計算した結果を示すと第四表の通りである。此の表の未婚者豫定數と云ふのは戦前(一九一〇—一九一一年)の年齢別未婚者率を各年度に於ける女子人

第4表 戦前の標準による女子の豫定未婚者數と實際未婚者數との比較(單位千)

出生年度	1933.1.1.			1935.1.1.			1937.1.1.		
	豫定數	實際數	過不足	豫定數	實際數	過不足	豫定數	實際數	過不足
1916 — 1915	800	799	- 1	770	765	- 15	685	659	- 26
1914 — 1912	1713	1722	+ 9	1463	1433	- 30	1127	1100	- 27
1911 — 1907	1924	2087	+163	1390	1471	+ 81	1012	1023	+ 11
1906 — 1902	853	1057	+204	660	802	+142	550	643	+ 93
1901 — 1897	479	606	+127	423	532	+109	390	483	+ 93
1896 — 1892	342	435	+ 93	319	405	+ 86	304	387	+ 83
1891 — 1887	270	315	+ 45	258	301	+ 43	250	291	+ 41
1886 — 1881	261	275	+ 14	252	266	+ 14
1880 — 1877	154	153	- 1	149	148	- 1

ナチス人口政策の五ヶ年

(備考) 豫定未婚者數は 1910/11 年の未婚者割合に據る。

1933 年及び 1935 年の數字は Statistik des Deutschen Reichs, Bd. 495,

S. 1/29 より。1937 年の數字は筆者の計算による。

口に乗じて得た數であつて、之と實際の未婚者數との差はその當時の未婚者の過不足を示すものである。此の計算によれば、政權獲得直前、一九三三年の年初に於いては一八八七年乃至一九一四年に生れた女子(當時一八歳乃至四六歳)の中に、戦前の標準ならば當然婚姻してゐる筈の者が六四〇千人なほ未婚の状態で残されてゐたのである。それが二年後の一九三五年には二〇八千人を減じて四三二千人となり、更に二年後の一九三七年に於いては一三八千人を減じて二九四千人となつた。即ち四ヶ年間の減少は三四六千人、最初の滞留未婚者數の五四%に相當する。此の如く人口政策は四ヶ年間に滞留未婚者の過半を處分し得たが、なほ全體の二分の一に近い者が未婚の儘残されてゐることも注意されねばならない。而して年齢別に之をみれば一九〇〇年以後の出生者、即ちほゞ三五歳以下の女子に就いては未婚者の減少は極めて顯著であるが、その以前の出生者、即ち三五歳以上に於いては未婚者の減少は極めて僅かである。之は同年齡層に於いては戦死の結果による男子の缺乏著しく、従つて女子の結婚の機會が非常に少いこ

とを裏書してゐるわけであつて、強度の結婚奨励も此の年齢層に對しては又施す術がないのである。之と反對に低年齢層に於いては婚姻の進捗著しく、一九一二年以降の出生女子に於いては戦前の状態を超えて未婚者数は五万人以上の減少を示してゐるのである。

要するに未婚率の變化に就いて見るも未婚者豫定數と實際數との比較に就いてみるも、政策以前に比して婚姻状態の改善は明瞭であり、特に二五歳以下の年齢層に於いては女子の婚姻状態は戦前の水準を凌駕してゐる。即ち二五歳以下に於いては戦前よりも相對的には多くの女子が今日婚姻生活に入つてゐるのであつて、之はナチス人口政策の効果が特に此の年齢層に對して顯著に作用した結果とも考へられるが、同時に又一面に於いて此の年齢層の女子の不足がその重大な原因であることも忘れてはならない。従つて未婚者の割合は著しく減少してゐるにも拘らず、婚姻者の絶對數に於いてはそれ程の増加を示してゐないのである。即ち一五―二五歳の女子の數(稿末統計表参照)は一九二五年の六、三四千人から一九三三年には五、四一三千人に減じ、更に一九三七年には四、九八六千人に減少してゐる。第五表Aは妊孕年齢内に於ける女子の年齢別百分比を示したのであるが、之でみると一五―二五歳の女子の減少は一層激しく、一九二五年の三九・四%に對して三三年には三三・二%、三七年には三〇・一%に過ぎない。従つて第五表Bに示した有配偶者數の變化に於いても、二五歳以上に於いては何れも女子總人口の増加の割合以上に増加してゐるのに對し、二五歳未満に於いては總人口の増加と同割合又はそれ以下である。現在までに於いては女子人口不足の年齢が婚姻促進の弾力性に富む一五―二五歳に相當してゐたために、婚姻の促進によつて有配偶者數の低下を避け得たのであるが、此の女子缺乏年齢が三〇歳―三五歳に移行して婚姻弾力性が減退してくれば絶對數の不足は顯著とな

るを免かれないであらう。

次に此の四年間に於ける婚姻促進の加速度の變化をみるために第六表を掲げる。之は年齢別未婚女子千に對する未婚者の婚姻數の割合を示したものである。此の表によれば未婚者の婚姻率は戦前に比して一九三二年度には全體として二割見當の低位であつたのが、三三年と三四年度には著しき改善を示し、三四年度には戦前に比して反對に二割方の増加を示すに至つた。然し三五年度に入つては婚姻率の増加は停止し、特に二五歳以下は顯著な低落傾向を示し、三六年度に於いても同一の傾向を續けてゐるのであつて、之は同年齡層の女子の未婚率が既に極めて低位となれる前

第5表A 妊孕年齢に於ける女子の年齢別割合

年 齡	1910	1925	1933	1937
15—20	21.0%	20.2%	14.1%	14.2%
20—25	18.7	19.2	19.1	15.9
25—30	17.1	17.6	18.7	18.9
30—35	16.4	15.8	17.7	18.4
35—40	14.3	14.4	16.1	17.1
40—45	12.5	12.8	14.3	15.5
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0

第5表B 妊孕年齢に於ける女子の有配偶者數(單位千)

年 齡	1910	1925	1933	1937
15—20	41	* 22 38	* 24	38
20—25	714	* 623 752	* 625	870
25—30	1508	* 1677 1739	* 1732	2046
30—35	1740	1896 1887	* 2125	2299
35—40	1551	* 1792 1782	* 2073	2206
40—45	1337	* 1618 1594	* 1832	1984
全女子	29809	32214	33533	34668
		(指 數)		
15—20	100	93	** 101	93
20—25	100	105	** 105	122
25—30	100	115	** 119	136
30—35	100	108	** 121	132
35—40	100	115	** 133	142
40—45	100	119	* 135	149
全女子	100	100	114	118

(備考) 1910年、1925年、1933年(6月16日現在)は國勢調査の結果、1937年(1月1日現在)は獨逸統計局の推計(Statistisches Jahrbuch, 1938, S. 50)に據る。

* 各年齢とも0.5歳若き年齢。例へば15歳—20歳に於いては14.5歳—19.5歳。

** 0.5歳若き年齢の有配偶者數に基く概算

第6表 年齢別未婚女子千中婚姻數

年 齡	1910/11	1928	1932	1933	1934	1935	1936
17 — 18	6.9	6.6	8.4	9.8	13.7	12.6	11.2
22 — 23	140.1	123.2	106.2	131.4	163.7	144.1	141.1
27 — 28	155.4	142.9	120.9	157.2	188.9	181.1	183.9
32 — 33	72.9	73.3	60.8	73.2	86.6	85.3	88.9
37 — 38	36.4	37.4	31.3	35.3	39.6	40.0	39.3
40 — 45	18.3	20.0	17.4	19.3	21.0	21.5	20.5
	指 數 ⁽¹⁾ 1910/11年 = 100						
15 — 20	100	92	110	142	178	149	164
20 — 25	100	88	77	96	118	106	103
25 — 30	100	93	78	101	122	117	117
30 — 35	100	101	81	101	118	119	120
35 — 40	100	102	85	98	111	111	109
40 — 45	100	109	95	105	115	117	112

一橋論叢 第四卷 第三號

(備考) Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich より作成。

(1) 年齢別指數の五歳平均値。

述の事實に照應するものである。要するに婚姻率は一九三四年度に於いて既に増加の限度に達し、一九三五、六年度に於いて幾分減退しつゝ安定してゐるところからみれば、此の邊の數字が今日持続的な婚姻率として望み得る最大の限度なのではあるまいか。

以上に於いて我々の得た所を綜合するとナチス人口政策五ヶ年の婚姻状態に及ぼせる結果は次の通りである。婚姻奨励策が滞留せる婚姻を促進せることは明瞭であつて、特に二五歳以下の女子の婚姻状態は戦前の状態を遙かに凌駕するに至つた。少くとも此の年齢層の範圍に於いては婚姻は飽和の状態に近付きつゝある。即ち戦前の標準による豫定婚姻數は既に超過し(第四表)、未婚者の割合は戦前より低位となつた(第二表)。然かも婚姻率は一九三五年以來漸減しつゝある(第六表)。然し此く低年齢の婚姻が飽和の状態に近付きつゝあるにも拘らず、絶對數に於いては此の階級の有配偶者數はその割合に増加してゐない。之は大戦當

時の出生缺如の結果に外ならないが、此の人口層が今後五年、十年の後、有配偶率の弾力性に乏しい三〇歳—三五歳の年齢層に到達すれば、有配偶者絶対数の低下を來すことは必然である(第十一表参照)。而して此の年齢は正に出産に最も多くを寄與する年齢である。なほ今後五ヶ年に於いては戦時の出生不足が婚姻適齡期の男子の不足となつて現はれ、従つて二〇—二五歳の女子の未婚率は幾分増加するであらう。然しその影響は今日の二五歳以下の女子の不足の影響に比すれば餘程緩徐であらう。何故ならば女子の過剩の場合は男子のより廣範圍の年齢層に對して婚姻の分散が可能である。且又婚姻適齡者の數が減退しつゝある際であるから女子の婚姻の機會は今後も比較的豊富である。

四

ナチスの人口政策は婚姻率の増加と共に出生率の増加を齎すことに成功した。第一表に見る通り出生率は一九三三年の人口千に對する一四・七から翌年には一躍一八・〇に、而してその翌年からは年々略々一九・〇の高さを保つてゐる。此の出生の増加は専ら婚姻の増加の結果であるか、或はそれ以外に女子の出産力の變化も原因となつてゐるかどうか。之に關しては獨逸統計局が年々發表してゐる計算がある(第七表参照)。此の計算によると一九三三年より一九三七年に至る五年間の公出生の増加總數百三十萬の中約三割五分に相當する四十五萬が婚姻の増加に基き、殘の八十五萬、即ち全體の六割五分は女子の妊孕率の増加に歸せられるのである。そこで我々の次の問題は人口政策が此の女子の出産力に及ぼした影響の分析である。

(註) 最近の發表は *Wirtschaft u. Statistik*, 1939, I. April-Heft, 19. Jahrg. Nr. 7, S. 263 f. 'Die Geburten in den

ナチス人口政策の五ヶ年

第7表 出生数増加の分析

年 度	公出生数	豫定出生数(1)	婚姻の増加による出生の増加(2)	出産力の増加による出生の増加(3)
1933	892,800	873,800	19,000	—
1934	1,125,500	867,900	74,700	182,900
1935	1,195,300	862,400	120,500	212,400
1936	1,210,000	857,700	127,700	214,600
1937	1,207,200	855,300	131,300	220,900
1938(4)	1,277,200	849,900	142,400	284,900

(備考) Wirtschaft u. Statistik, 1939, Nr. 7. S. 285.

- (1) 毎年の婚姻数を 1932 年と同一と假定し且母の年齢別出生率を 1933 年と同一と假定した場合の豫定出生数。
- (2) 1932 年の婚姻数に比較せる増加婚姻数と 1933 年の年齢別出生率とよつて計算した増加出生数。
- (3) 公出生總数より前二項の数字の和を控除せる結果。
- (4) 暫定数字。

Jahren 1937 u. 1938." 参照。

第八表は有配偶女子千に對する出産(死産を含む)の割合を年齢別に觀察したものである。此の表は獨逸の女子の出産力が如何に低下したかを明瞭に示してゐる。大戰直前の一九一一年に比較しても一九三三年に於ける女子の出産力は各年齢を通じてほと二分の一に低下してゐる。政策實施後の出産力の改善は顯著なものがある。然し此の場合に於いても出産力の増加は三五、六年度に於いて既に停滯を示してゐる。特に二〇—三〇歳の年齢層に於いては三六年の出産率は僅か乍ら減退を示してゐる。即ち女子の出産力の恢復に就いても今日既に一應の限度に達したかに思はれるのである。而して此の恢復に於いて到達した出産力の水準を戦前のそれと比較すると、なほ妊孕年齢を通じて戦前よりも三割弱の低位に止つてゐる。特に二五歳以下の女子の出産力の恢復が不充分で、今後更に出産力の改善を企圖するならば此の年齢層は特に注意さる可きであらう。

最近獨逸の官廳統計は人口動態統計、特に出生統計に於いて著

第8表 年齢別有配偶女千に付出産数(死産を含む)

年 齢	1901/2 ⁽¹⁾	1911 ⁽¹⁾	194/6 ⁽¹⁾	193 ⁽²⁾	1934 ⁽²⁾	1945 ²	1936 ⁽²⁾
	ザクセン州			重要州 ⁽³⁾	全 國		
15 — 20	586.6	576.3	595.6	295.8	329.1	343.1	352.1
20 — 25	453.8	393.5	274.2	212.0	252.2	256.5	255.2
25 — 30	364.9	242.4	159.4	146.6	184.4	190.2	189.6
30 — 35	241.0	155.3	98.1	88.6	112.2	120.4	122.9
35 — 40	178.0	108.7	54.7	} 37.4	* 62.2	* 65.8	* 68.1
40 — 45	76.7	43.5	19.6		** 28.6	** 29.3	** 29.5
15 — 45	256.6	171.6	104.0	98.8	122.3	126.7	126.7
指 数 (1911年 = 100)							
15 — 20	102	100	103	51	57	59.5	61.1
20 — 25	115	100	70	54	64	65.2	64.9
25 — 30	151	100	66	61	76	78.5	78.2
30 — 35	155	100	63	57	72	77.5	79.1
35 — 40	164	100	50	—	57	60.5	62.6
40 — 45	176	100	45	—	66	67.4	67.8
15 — 45	149.5	100.0	60.6	57.6	71.3	73.8	73.8

ナチス人口政策の五ヶ年

(備考) (1) Sonderhefte zu Wirtschaft u. Statistik, Nr. 5., Beiträge zum Deutschen Bevölkerungsproblem, 1920, S. 17.

(2) Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich に據る。

(3) 全國公出生数の 89% を占む。

* 35—39 歳。

** 39—44 歳。

しい進歩を遂げたとは前に一言した通りである。獨逸統計局の見解によれば

「出産統計の三つの分類標識、即ち母の現在年齢、婚姻年齢、婚姻繼續年数の中、婚姻繼續年数と婚姻年齢のみに出産力の獨立の因素である。故に女子の出産力の有効な時間的及び場所的比較は此の二因素によつて分類した出産率によらねばならない。出産率を母の現在年齢によつて分類することは出産力及びその變動の研究には不適當である。蓋し年齢別出産率はその年齢の女子の婚姻繼續年数及び婚姻年齢に關する構成状態に依存してゐるからである。若し簡約のために唯一個の分類を以つて満足しようとするならば、婚姻繼續年数

による分類をとらねばならぬ。何故ならば此の方が婚姻年齢よりも出産力に對しては強力な因素だからである。」(Die Bewegung der Bevölkerung in den Jahren 1932, 1933 u. 1934, S. 1/44)

母の年齢別出産率が獨逸統計局の主張する如くに無價値であるかに就いては少しく吟味を要することと思ふのであるが、何れにしても此うした新しい見方の下に集計された統計が出産力の觀察に有力な資料を與へるものであることは疑のないことである。第九表は婚姻繼續年數別による女子の出産率の一部分を指數化したものである。此の統計から獨逸統計局の引出す結論は、最近の出産力増加が結婚貸付金制度によつて促進された新しい婚姻に於いてのみならず、より強度に一九三三年以前の婚姻に於いて現はれてゐると云ふことである。即ち之等の數字は出産の増加が婚姻の増加のみならず、むしろ人口増殖の意慾の全體的國民的強化に原因してゐることを證明するものとして専ら解釋されてゐるのである。(Bewegung der Bevölkerung, S. 50; Burgdorfer: Völker am Abgrund, Berlin 1937, S. 45 f.)

然し此の婚姻繼續年數別出産率に於いても亦一九三五年以降の出産力増加停頓の傾向を見逃すことは出来ない。特に繼續年數五年未滿に於いてはむしろ出産力減退の傾向を示してゐる。之は第八表の二〇—三〇歳の女子に對する出産率が同期間に多少減退せる事實と照應して考へ得るものであつて、婚姻後五年以内の妻には二〇—三〇歳の年齢にある比較的若い女子が多いわけである。即ち妻の現在年齢からみても婚姻繼續年數からみても、出産力の最も旺盛な部分の出産率が既に増加の頂點に近付いてゐることは注意しなければならないことである。

之に反して婚姻後十年以上の部分に於いては現在もなほ出産力の増加が続けられてゐる。之は獨逸が新しく調査を始めた今一つの分類標準たる出産の順位別による出産率の變化に現はれてゐる事實とも照應してゐる。第十表はその

第9表 女子の婚姻繼續年數別出産率 (死産を含む)

平均婚姻 繼續年數	出産率(1)		指 數 (1933年=100)			
	1933		1934	1935	1936	1937
0	144.5	100	111.3	114.1	117.2	108.3
1	318.9	100	108.1	103.4	105.3	106.7
2	211.6	100	118.5	114.8	111.6	112.0
3	167.9	100	125.7	125.7	122.1	118.2
4	142.0	100	126.8	131.7	130.4	126.3
6	105.1	100	128.3	135.3	135.7	137.9
8	79.3	100	130.6	138.1	139.0	139.0
10	57.6	100	137.0	148.5	154.0	151.2
12	46.7	100	121.9	134.1	144.8	147.8
14	37.7	100	112.0	124.1	131.3	135.8
16	28.0	100	108.5	121.7	127.9	136.1
18	23.0	100	113.3	113.8	110.4	117.4
20以上	20.1	100	99.4	106.6	98.5	96.5
合 計	99.1	100	122.4	127.7	127.9	125.7

ナチス人口政策の五ヶ年

(備考) Wirtschaft u. Statistik に據る。

(1) 44歳未満の有配偶女子に付出生産数。

計數を指數化したものであるが、第一子の出産率(有配偶女子に對する第一子出産の割合)は一九三五年を増加の頂點として爾來減少してゐるのに對し、第三子以上の出産率は依然として増加を續けてゐる。然し此の統計に於いても第一子の出産率が減退の傾向にあることは、一面に於いて出産増加の結果としての未經産婦の減少に基くとは云へ、前記年齢別及び婚姻經過年數別出産率の變化と對照して、同じく低年齢層の出産力の行詰り傾向の一兆候として見逃すわけには行かない。

以上各種の出産力統計を比較對照してみると、出産力の最も旺盛なる年齢層に於ける女子の出産力増加が現在既に一應の限度に達したものの、或は少くとも近付きつゝあるものとの見解は強ち速斷に過ぎると思はれない。そこで女

第10表 出産順位別出産率（死産を含む）

子の 出産順位	出産率(1)		指 数 (1933年=100)			
	1933	1934	1934	1935	1936	1937
1	38.41	100	127.1	132.6	126.3	119.5
2	25.08	100	126.2	134.8	138.6	138.4
3	13.89	100	122.3	129.0	133.8	136.0
4	8.07	100	117.0	120.1	125.9	127.2
5	4.99	100	109.6	110.0	114.0	118.0
6以上	8.69	100	103.8	101.0	102.3	103.4
合 計	99.13	100	122.4	127.7	127.9	125.7

(備考) Wirtschaft u. Statistik に據る。

(1) 44歳未満の有配偶女子千に付出生産数。

子の出産力が既に一應の限度に達したものと假定し、又その婚姻の状態に就いては既に戦前の水準を恢復せる三十歳以下に對しては現狀を維持、三十歳以上に就いては過剰女子人口の高年齢移行に伴ひ有配偶率が漸次戦前の水準に復歸するものと假定して、獨逸の出産統計は今後どの様に推移するであらうか。第十一表は既述の今後十五ヶ年の豫測人口と一九三六年度の年齢別出産率とから今後十五ヶ年間の出産数の變化を計算した結果である。之によると有配偶人口の重心が漸次出産力の小なる高年齢に移行する結果、出産總数は絶對數に於いても次第に減少を示すのである。而して少くとも此の期間に於ける獨逸人口總數の推移は現在の狀態に於いてはなほ増加を続けるものと期待されるから、人口に對する出産の割合、即ち出産率も亦勿論絶對出産數以上に減少の經過を辿るのである。之は既に吟味した通り今後の出生の母體たる過去の出生の不足、特に戦時の出生缺如と戦後に於ける出生の減退との當然の結果であつて、此の豫想の實現を避けるためには唯女子の出産力を現在の水準以上に増進せしめる一途あるのみである。

(註) 有配偶者數の推算に用ひた女子の年齢別有配偶率は、三十歳未満は各年

第11表A 今後十五ヶ年間推定有配偶女子数及び出産数

年 齢	女子千に付有配偶者 ⁽¹⁾				出産率 ⁽²⁾	有配偶者数(単位千) ⁽³⁾			
	1938	1943	1948	1953		1938	1943	1948	1953
15—20	1937年有配偶率 (B表参照)				352.1	46	61	57	54
20—25					255.2	788	758	832	758
25—30					189.6	2036	1528	1646	1698
30—35	758	800	800	800	122.9	2308	2448	1797	2009
35—40	780	800	820	820	68.1	2247	2394	2465	1809
40—45	776	780	790	805	29.5	2025	2200	2314	2368
合 計						9450	9389	9111	3696
出 産 数 ⁽⁴⁾ (単位千)						1100	1033	1001	974

(備考) (1) 本文註参照。(2) 1936年度有配偶女子千に付公出産数。(3) 推計人口に有配偶率を乗じたもの。(4) 年齢別有配偶者数に年齢別出産率を乗じた合計。

ナチス人口政策の五ヶ年

第11表B 戦前及び現在女子有配偶率比較
(女子千に有配偶者数)

年 齢	(1) 1910.12.1		(2) 1937.1.1	
	15—18	2	3	
18—20	35	52		
20—23	195	232		
23—24	389	400		
24—25	475	484		
25—26	560	560		
26—27	623	618		
27—28	677	669		
28—29	717	702		
29—30	751	725		
30—35	798	758		
35—40	819	780		
40—45	804	776		

(備考) (1) 國勢調査。
(2) 統計局推計。Statistisches Jahrbuch, 1938, S. 50.

度を通じて一九三七年現在の割合(第十一表B)により、三十歳以上は一九三八年度に對しては一九三六年度の割合と同一、其後は表掲の如く漸次一九一〇年に於ける割合を恢復するものと假定した。

五

ナチス人口政策五ヶ年の決算は次の通りである。結婚奨励に重点を置いたナチスの人口政策はその直接の目的達成には十二分の成功を示した。不況期に滞留してゐた婚姻の促進は見事に進行して今や二五歳未満の年齢層に於いては戦前以上の有配偶率を實現したのである。然し此く有配偶率に於ける著しき改善にも拘らず、戦時に於

ける出生不足のため有配偶者、特に妊孕力の高度な低年齢層に於ける有配偶者の絶對數はそれ程の増加を示さなかつた。而かも戦後十年以上に亘つて續いた出生率の低下の結果、妊孕年齢に於ける人口の重心は今後も引續き漸次出生力の少い高年齢層に移行せんとする運命にある。

尤もナチスの人口政策は婚姻の増加に成功したのみならず、女子の出生力に於いても顯著な恢復をもたらした。然しその傾向は一九三四、五年兩年度の増加の後をうけて三六年度以來既に停頓の傾向を示してゐる。而して女子の出生力の現在の状態は之を戦前の程度に比較するとなほ三割弱の低位に止つてゐるのである。故に獨逸の出生は今日増加したとは云へなほ戦前に比して不足してゐるのである。戦前に比して不足してゐるのみならず今日の程度の出生力を以てしてはなほ獨逸の人口を現状に維持するに足りないのである。尤も獨逸の人口は出生率の最も少なかつた一九三三年に於いてもなほ人口千に對して三・五の自然増加を示して居り、今日はそれが七・二まで恢復してゐる。然し自然増加の存在は必ずしも人口の生物學的増加状態を意味しない。何故ならば人口の自然増加は年齢構成に依存し、従つて過去の人口動態の如何に依存する。現在出生力の不足せる人口も過去に於いて多くの出生を續けてゐた場合には中年年齢層乃至高年齢層人口の増加によつて人口の總數に於いてはなほ増加を續け得るのである。然し此の増加は過去の多かつた出生人口が死滅し、或はその餘力が新しき時代の出生人口の減少を補填し得ざるに及んで停止し、その後は専ら出生力の減退が人口總數の推移を支配するに至る。此の様な關係を考慮して人口の生物學的増加の正確な程度を示さんとするものが所謂人口の純再生産率 (net reproduction rate) であつて、それは死亡表と母の年齢別出生率とに基いて計算され、その値が一以上であれば人口の現状維持の必要以上に出生が行はれ、一に満たざる時はその

第12表 獨逸人口の純再生産率

年次	自然増加	同人口 千に付	純再生産率	出生の過不足
1913	721,163	12.1	(1) 1.417	+ 41.7%
1925	547,808	8.8	1.0	—
1930	416,600	6.5	0.852	- 14.8
1931	305,954	4.7	0.770	- 23.0
1932	278,590	4.3	0.725	- 27.5
1933	227,472	3.5	0.714	- 28.6
1934	465,332	7.1	0.844	- 15.6
1935	463,330	7.1	0.89	- 11
1935	471,958	7.1	0.89	- 11
1936	482,790	7.2	0.904	- 9.6

ナチス人口政策の五ヶ年

(備考) Statistik des Deutschen Reichs, Bd. 495, S. 1/77.

(1) 1901/1910.

出生が人口の現状を維持するに足らざることを示すのである。

(詳細は Kuczynski: Fertility and Reproduction, N. Y. 1932, pp. 15—20, 或は Wirtschaft u. Statistik, 1935, Sonderheft Nr. 15: Neue Beiträge zum Deutschen Bevölkerungsproblem, S. 67 参照) 獨逸統
計局の計算によれば(第十二表参照) 獨逸の戦前の出生率は人口の
現状維持必要率に對して實に四割二分の餘裕をもつてゐた。然る
に戦後に至つてそれは不足に轉じ、出生率の最も低かつた一九
三三年には實にその不足額が三割に近かつた。人口政策の強行は
此の不足を著しく改善したが、今日の出生増加を以てしてもなほ
此の不足を解消せしむるに足らず、一九三六年度の純再生産率は
〇・九〇四であつて、政策以前に比して約二割五分を増加してゐ
る同年度の女子の出生力も人口の現状を維持するためには九・
六%不足してゐるのである。(Die Bewegung der Bevölkerung in
den Jahren 1932, 1933 u. 1934, S. 1/77)

此く獨逸の現在の出生力は百年の將來に於ける人口の現状維持
を約束しないのみならず、今日の獨逸人口の年齢構成に於いては

必然的に出生數並に出生率の低下を現實に而かも急速に進行せしめる結果となることは前節に於いて述べた通りである。此の豫測の實現防止に對しては、婚姻の促進が既にその餘裕に乏しいとすれば出生力の増進を考へる外に途はない。獨逸の今日の出生力は戦前の標準からみればなほ低位であり、特に妊孕率の高い低年齢層に於いてなほ相當の餘裕がある様に考へられるのである。

統計的にみて幾分行き詰りの傾向の窺はれる獨逸人口政策の局面打開の鍵は婚姻の奨励よりもむしろ出産力の推進に存する。然し人間の結婚に對する意欲は積極的であるが、出産に對する意欲はそれ程積極的であると云へない。従つて出産力の増加は婚姻の増加ほど簡單には實現し得ないことを覺悟しなければならぬ。(昭和十四・六・二九)

(追記) 最近の報道は一九三八年以降の獨逸の出生數の再増加を傳へてゐる。一九三八年度の舊領土内(奧地利を除く)の出生總數(死産を含む)は一、三七八千であつて前年に比し約七〇千の増加である(出生率は一九・八見當となる)。本年に入つて速報された大都市の出生數も亦相當の増加を續けてゐる。單に出生のみならず、婚姻數も増加してゐるらしく、その計數はなほ詳かでないけれども、結婚貸付金の貸付件數が昨年十月迄の合計で前年同期に比し實に三割四分の増加を示してゐるのである。之等の原因に對しては、一般的な條件としては第二次四ヶ年計畫の進行に伴ふ失業の著しい減少、奧地利の合邦に伴ふ經濟的活況等を考へ得るが、婚姻の増加が具體的にどうした事情に基いてゐるか、又出生の増加が此の婚姻の増加のみに原因してゐるか、或は新しい出生力の増加を認めねばならないかと云ふ様なことに就いては、なほ材料の出揃ふのを待つて考察してみる外はない。

附表 年齢及び男女別人口並に女子未婚人口

年齢及び男女別人口並に女子未婚人口。(單位千)

年 齡	1910.12.1. (國勢調査)			1925.6.16. (國勢調査)		
	男	女	女子未婚者	男	女	女子未婚者
15 — 20	2,789.3	2,787.3	2,745.9	3,285.2	3,257.9	3,219.7
20 — 25	2,481.1	2,485.6	1,764.5	3,064.7	3,085.8	2,323.2
25 — 30	2,259.4	2,273.6	740.9	2,467.9	2,839.3	1,054.7
30 — 35	2,165.1	2,181.8	393.2	2,026.9	2,552.7	563.5
35 — 40	1,877.5	1,894.3	258.4	1,964.8	2,318.7	354.3
40 — 45	1,624.1	1,663.1	197.6	1,853.4	2,054.1	249.5
45 — 50	1,373.0	1,434.1	156.5	1,860.1	1,986.5	212.8

ナチス人口政策の五ヶ年

年 齡	1933.1.1. (推 計)(1)			1937.1.1. (推 計)(2)		
	男	女	女子未婚者	男	女	女子未婚者
15 — 20	2,348	2,307	2,262	2,437	2,352	2,314
20 — 25	3,115	3,106	2,334	2,661	2,634	1,759
25 — 30	3,034	3,051	1,220	3,118	3,118	1,023
30 — 35	2,772	2,894	670	3,011	3,033	643
35 — 40	2,110	2,636	462	2,624	2,829	483
40 — 45	1,909	2,338	335	2,018	2,558	387
45 — 50	1,816	2,093	248	1,873	2,272	291

年 齡	1938.1.1.(3)		1943.1.1.(4)		1948.1.1.(4)		1953.1.1.(4)	
	男	女	男	女	男	女	男	女
15 — 20	2,701	2,612	2,728	2,653	2,459	2,387	—	2,624
20 — 25	2,345	2,312	2,665	2,583	2,691	2,625	2,425	2,361
25 — 30	3,108	3,106	2,310	2,282	2,626	2,549	2,651	2,589
30 — 35	3,025	3,045	3,057	3,060	2,270	2,246	2,582	2,511
35 — 40	2,755	2,881	2,966	2,992	2,998	3,006	2,228	2,206
40 — 45	2,085	2,610	2,686	2,820	2,895	2,929	2,924	2,941
45 — 50	1,867	2,299	2,017	—	2,600	—	2,799	—

註(1) 男子及び女子の数は獨逸統計局發表一九三三年一月三十一日現在の數字(同年六月十六日國勢調査結果より年末に至る死亡を控除して算定せるもの。Statistik des Deutschen Reichs, Bd 45/2, Volkszählung, 1933, S. 100.)に同年度内の死亡数を加へたるもの。女子未婚者数は同じく年末の數字に年度内の未婚者死亡数と未婚者婚姻数とを加へたるもの。死亡者及び婚姻者の年齢は何れも死亡又は婚姻當時の年齢各歳別に示さるゝを以てその出生年度は二年度

に互る。従つて之を出生年度別なる年末現在人口（年初及び年末に於ては出生年度別と年齢各歳別とは一致す）に加ふるに際して兩出生年度に切半せり。

(2) 獨逸統計局の推計。Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1937, S. 15. 但し本推計は五歳別なるも、第四表の計算には各歳別推計人口を要するを以て、別に女子のみに就き一九三五年一月一日現在の統計局推計の數字より三三年度及三六年度の死亡數を控除して三七年一月一日現在人口を推算せり。その結果を五歳別に整理して右統計局の推計に比較せるに殆ど誤差なし。女子中未婚者の數に就いても同様に三三年度の數字より死亡者と婚姻者を控除して算定したり。出生年度の假定に就いては前註に同じ。一九三三年度以降に於ては凡てザール地方の人口を含む。

(3) 獨逸統計局の推計。Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1938, S. 20.

(4) 一九三八年一月一日現在の各歳別推計人口（獨逸統計局推計）と一九三二—三四年度獨逸國民死亡表（Stat. Jahrb. 1938, S. 61）によつて推算す。即ち一九三三年度の各歳別人口に $\frac{M_{33} + S_{33}}{2}$ を乗じて一九四三年度の人口、 $M_{43} + S_{43}$ を乗じて一九四八年の人口、 $M_{48} + S_{48}$ を乗じて一九五三年度の人口となしたるものなり。